

第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会

開催日：平成30年2月9日（金）

時 間：18：00～19：27

場 所：石狩市役所5階 第一委員会室

傍聴者数：1人

【出席者】

委 員：橋本（伸）委員長、渡邊（教）委員、野村委員、須貝委員、築田委員、竹口委員、
松原委員、飯田委員、向田委員、堀内委員、若林委員、渡辺（愛）委員
計12名

事務局：高齢者支援課 巴課長、内藤主幹、岩本主査、飯岡主査、高田主査、袴田主査、
二上主査、宮主査 計8名

議事録

【18:00 開会】

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

定刻となりましたので、第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。本日は、橋本透委員、川村委員におかれましては欠席の連絡をいただいております。これにより、現在の出席者は12名で当委員会設置要綱第4条第2項の規定により、過半数以上の出席をいただいていることから、本委員会が成立していることをご報告いたします。次に皆様方に事前送付させていただいております資料のご確認をお願いいたします。最初に第5回石狩市介護保険事業計画等作成委員会会議次第、カラー刷りの2種類で介護保険事業計画等作成委員会、生活支援体制整備事業の今後に向けてと通いの場を探しませんかというもの、それから資料2の計画書案、当日配布資料といたしまして、計画に寄せられた意見と検討結果についてと石狩市高齢者保健福祉計画でございます。資料は以上になりますが、皆様のお手元でございますでしょうか。本日は、石狩市の生活支援コーディネーターであります社会福祉協議会の工藤係長が出席しております。今までこの委員会の中で生活支援コーディネーターとはどういうことをやっているのかというお話もありましたので、10分から15分ほどご説明をさせていただきたいと思っておりますので本日はよろしくお願いいたします。では、これよりの進行につきまして橋本委員長よろしくお願いいたします。

【橋本（伸）委員長】

それでは、本日も進行を務めさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。それでは会議次第の2 生活支援体制整備事業の今後に向けてということで、只今ご紹介のありました生活支援コーディネーターの工藤さんからご説明をお願いいたします。

【石狩市社会福祉協議会 工藤係長】

社会福祉協議会の工藤と申します。巴課長、橋本委員長からご紹介いただきましたけれども、私のほうでこの場をお借りして生活支援体制整備事業のこれまでの動きと、これからどんな動きをしていくのかというところを皆様にお伝えできればと思っております。資料についてですが、介護保険事業計画等作成委員会と書かれたものです。こちらに沿ってご説明していきたいと思います。まず1 ページ目の下のところでございます。この事業は平成 29 年4 月から石狩市の委託を受けまして社会福祉協議会で実施をしております。皆様ご存知のとおり、この事業の中で生活支援コーディネーターという職種を配置するということで、石狩市においてはイラストのほうに出ております5 名で取り組んでいます。私が石狩市の全域担当ということで、この事業の中では第1 層という表現をしておりますけれども、第1 層の生活支援コーディネーターということで私工藤と第2 層、これが各地域といったようなところをイメージしていただければと思いますが、2 層のほうを4 名ですね。この4 名の地区につきましては、既に石狩市内にあります地域包括支援センターの区域と同じ担当割で各地域を担当させていただいているといったような形となっております。次に2 ページ目でございます。事業の取り組みを進めていく中で、こんな地域になったらいいな、こんな地域を目指していきたいなといったようなところなんですけれども、今回の次期計画の中にも基本理念の中で住み慣れたいしかりで健康で生き活きと安心して暮らせるまちづくりとなっておりますけれども、それと目指す方向は同じところでございます。こちらにも書かせていただいておりますけれども、住民も関係機関もみんながささえ合う地域へといったようなところでイラストを作っております。本人の暮らしということで、自宅があつてその周りには近所付き合いからはじまる自分に合う通いの場とここに書いているんですが、色んな方の趣味や好きなことは多様化しておりますので、自分がちょっと外出する場面、こんな場面がいいなといったようなところがあるように、そういう場がたくさんあるようにということで自分に合う通いの場というふうに書いております。そんな通いの場の中には自分がその場所で役割だったり出番を持つといったようなことも自らの生活にめりはりがついたり、生きがいに繋がってくるのだらうと思っております。ここに役割と書かせていただいております。これが地域福祉の中で言う自助といったところになるかと思います。そしてちょっと困ったときには右側の上に黄色い丸で書いてありますけれども、地域の方ですね、町内会や民生委員さん、高齢者クラブ、ボランティアの方がちょっとした困りごとについては地域の見守りからはじまり、手助けをするといったような支援があるということ

で地域福祉の中ではここが共助といった部分に繋がってくるのかなと思っております。この事業の中で特に言われているのが、今まで地域の方だけといったような印象もありましたけれども、これからの助け合いの仕組みの中には右下に紫色であります地域にある商店ですとか企業にも社会貢献の一環ということで何か協力してもらえようなところは是非協力してもらおうということで共助の一翼を担ってもらうことも大事かと思っております。そして左側の上ですが、その地域の中の助け合いの中で、やはりちょっと難しい部分も出てくるかと思いますので、そのような時にはやはり既存にある介護保険制度のサービスを利用しながら地域の暮らしが成り立っていくといったようなところが公助にあたる部分かと思っております。地域の中の色々な住民、そして関係機関の方がそれぞれの役割を果たしていくといったようなところがみんながささえ合う地域というところに繋がってくるのではないかと考えております。私たちのほうも住民の方がいま暮らしている地域で、これまでの地域との関係を継続しながら出来るだけ長く、そのご自宅で生活が出来るということが大切かなと思っております。2ページ目の下ですけれども、その中の一部の取り組みとして新しい総合事業の中でこの生活支援体制整備事業というものがあります。私たちの取り組み、この2本柱が大切であると考えております。それが通いの場、そしてささえ合い・助け合いの仕組みと書かれておりますけれども、この2本を柱にしてやっていきたいと考えております。通いの場につきましては、要支援の方だけを対象にするのではなくて、それ以前の方の介護予防や健康づくりというようなところも取り組んでいきたいと考えております。また、ささえ合い・助け合いの仕組みづくりというところでは、介護保険制度のヘルパーの代替だけではなくて、制度だけでは対応できないようなニーズ、困りごとに対しての住民同士の助け合いといったところもこの仕組みづくりの中に入ってくるかと思います。続いて3ページ目でございます。通いの場づくりについてどんなところを目標として進めていくのかといったところですが、ここでは3つの大きな目標を立てております。まずは見える化・参加者の増というところで、既存にある活動の見える化、皆さんに分かるように周知をしていくことが大切であるというところで矢印がついておりまして、芋づる式発掘と書いておりますけれども、私たち生活支援コーディネーターで例えば高齢者クラブですとか地域のサロン、サークルにお邪魔したときに参加者の方とお話する中で、ここ以外の場所でもこんなところにも通っていますというようなお話が聞けたら、またそちらのほうにもお邪魔いたしまして通いの場を発掘していくといったところに取り組んでおります。さらにそこに矢印を引っ張っておりまして、マップの配布と書いてありますが、それがもう1つ皆さんにお配りした通いの場を探しませんかという資料になりますけれども、こちらのほうは見える化の手段として作成をしております、これは去年の10月現在の資料ですが、これを年に1回程度コーディネーターが把握したものに基づき増やしていき、皆さんの自宅のご近所にこんな場所がありますよとお知らせできればと考えております。そして新設、新規立ち上げといったところですが、ここに関しましては地域の方に通いの場、健康づくり、介護予防というところにはこういった場所が大切だと思っていただいて、そこで新規立ち

上げといったところにも繋がってくるかと思しますので、後ほどご説明いたしますが地域アセスメントの取り組みのところで住民自身の必要性の認識といったところをコーディネーターと一緒に高めていければと思っております。そして3つ目、介護予防を意識した場ということでこちらに関しましては、今訪問している既存の活動の場を私たちが介入ですとか、提案をさせてもらうことで例えばその参加者が増えるですとか月1回やっているところを月2回やってみようですとか、今は普段お茶飲みおしゃべりをしているが、1つ体操を取り入れてみようですとかそういったところと一緒に考えていければと思っております。そして3ページ下のささえ合い・助け合いの仕組みづくりにつきましては、まずは地域の困りごとの把握ということでニーズを把握しようというところ、これにつきましても地域アセスメントというところで一緒に考えていきたいと思っております。その中で出てきた生活支援、移動支援といったところがおそらく出てくるのではないかと予想しておりますけれども、生活支援につきましては先ほど申し上げたヘルパー代替のサービス以外でも買い物の付き添いやペットの散歩など住民の方同士で何が出来るのかというところを考えてもらって一緒に仕組みを検討していきたいと思っております。移動支援につきましては、まずは市と社協のほうで方向性を統一していかなければと思っております。国のほうでも国土交通省と厚生労働省というところがありまして、その中で道路運送法と介護保険法というものに分かれておりますので、そこもある程度国で歩みよりは見せているところではありますが各市町村レベルでもこの作業はやっていかなければと思っております。移動支援につきましては、地域の方のお話を聞いているとやはりドア to ドアということでご自宅の玄関から目的地までといったところのニーズが高いのかなと思しますので今後3つ矢印が伸びておりますけれども、そちらのほうの方策を考えていきたいと思っております。続いて4ページ目でございます。通いの場につきまして目標値に向けた取り組みということで下のほうに次期計画のほうにも通いの場の目標値ということで77か所ということでうたわれておりますので、中々地域福祉というところを数値で表現するというのは難しいところではあります、目標値といたしまして2025年段階の世代の方が後期高齢者になる年までに通いの場を80か所プラス既存にある高齢者クラブが38クラブありますのでそちらの活性化というところも考えていきたいと思っております。先進地の道内でいきますと池田町は高齢者クラブをまず活性化させようといった取り組みも見られております。4ページ目の下でございますが、これまで4月からの取り組みということで通いの場、新規でご相談をいただいて関わらせてもらった場所が1か所、そして見える化ということで2層のコーディネーターが各地区の既存の通いの場に訪問した数が65か所といったことで掲載させていただいております。そして5ページでございますが、先ほどご紹介しました冊子です。こちらは現在配布しているものですが、各公共施設ですとか会館に置かせていただきまして、必要な方は社協に連絡をいただければお渡ししたいと思っております。また次年度以降に関しましてはカラーのものをできるだけ多くの方にお配りできるように準備もしていきたいと思っております。そして5ページの下のところなんですけれども通いの場マップのWeb版

と書いているんですが、今インターネット上のサイトのほうでも私たちが訪問した先を登録しております、今日実際見ていただくことはできませんが、市内の通いの場を印でつけるようなかたちで、クリックするとその写真が出てきたりだとか、その様子、動画などもつけております。これを見ることで、この通いの場はこんな雰囲気で行っているんだ、といったところが伝わればいいなと思っております。こちらにつきましても30年度中に市民の皆様へ公開できるように準備をしていきたいと思っております。そして最後6ページでございます。先程のささえ合い・助け合いの仕組みづくりに向けてというところで地域の困り事、ニーズの把握については、先程から言葉を使っております地域アセスメントと言っておりますけれども、まずは地域のことを良く知ろう、みんなで評価をしてみようといったような取り組みです。その中で生活支援につきましては、やはり無償で全部何かをするということではなくて有償でワンコイン程度ですとか、地域によって違うと思うんですけども、そういうボランティアを仕組みとして検討していく必要があるだろうと。その中では、なかなか男性の今までの活躍の場って地域になかったかと思うんですが、男性も有償ボランティアといったところになれば少し活躍の場というところを役割として持っていただくことはできるのではないかと考えていますが、地域の方とご相談をしながら仕組みのほうを作りたいと思っております。移動支援につきましては先程説明した通りです。これにつきましては有償というふうに書いてありますけれども、市の高齢者支援課とも相談しながら、地域の方の支援や補助の仕組みというものを体制整備事業のなかで訪問サービスBや訪問サービスDという地域の方への補助の方法もありますので、そちらのほうを考えていきたいと思っております。そして最後の6ページの下のところですけども、地域アセスメントというところで社会資源ですとか既存にある通いの場、地域活動、地域の催し、そして地域の良いところ、あとは地域の困りごと、こんなことで困っている人が増えてきたといったところを地域の皆さんでまずは共有をして、その取り組みをすることで自分たちの地域にこんな課題があるんだ、こんな良いところがあるんだといったところで、自分たちでちょっとやってみようという気持ちを一緒に動機付けというところにつけていきたいなと思っております。地域内で情報を共有することで自分たちの地域はこんな地域なんだというところで見える化にも繋がるかと思っております。その取り組みをする中で地域の中でリーダー、担い手、旗振り役が必要かなと思っておりますので、そういう方をその場で発見していき、是非一緒に考えてもらうメンバーになってもらいたいと思っております。私からは以上になります。ありがとうございました。

【橋本（伸）委員長】

ありがとうございました。せっかく担当されてる方が来られているので、何か聞いてみたいことや、ここのところは説明を聞いた限り気になるので、こうしてほしいですとかありましたら発言お願いしたいのですが。そうしましたら、工藤さんどうもありがとうございました。今後とも社会福祉協議会の組織を挙げてご協力をお願いします。工藤さんについてはこれ

で退出となります。では続いて次第の3パブリックコメントの結果についてということで事務局からの説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課 高田主査】

私からは会議次第の3パブリックコメントの結果について説明させていただきます。それでは、本日お配りした資料1をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、本年1月4日から2月4日までの約1ヶ月間実施しております。お一人の方から意見の提出がありました。いただいたご意見を検討した結果を対応と回答という形で記載しております。まず1点目は介護予防の推進に係るもので、推進だけにとどまらず積極的な展開を望むというご意見となっております。対応といたしましては計画には反映しないものの、今後の取り組みに活かすということで参考とさせていただきました。どうしても検討とか推進という言葉が並んでしまっていて、具体的にやるといふ部分が伝わりにくいのかなと感じておりますが、様々な形で施策を展開し、積極的な取り組みを実践していくというこの計画の本質に変わりはないものと考えております。続いて2点目は認知症対策に関するもので、普段感じているもどかしさをご意見としていただいているのかなというふうに感じております。趣旨としては、認知症の方に対して何か出来ることは無いかとのご質問で、こちらについては認知症サポーター制度や、専門窓口としての地域包括支援センターの存在などを計画に記載していることから、記載済みとしております。最後の3点目は計画書全体に関わるものとなりますが、現実的な制度や施策を望むものとなっております。こちらについてもこの先6年を見据えた施策の方向性を記載しているというこの計画書の性質から、計画への具体的な反映は難しいもののごもつともなご意見ですので非常に大事な意見と捉え、参考とさせていただきました。なお、回答といたしましては生の声を生かすという部分においては、今回の計画策定にあたって介護保険の各事業所との意見交換や市民アンケートの実施、本作成委員会での議論など様々なお声をいただいて作成していることと、その姿勢は今後の事業実施においても重要であるという認識をお伝えさせていただきたいと思っております。資料1の説明については以上です。

【橋本（伸）委員長】

ありがとうございました。ただいまパブリックコメントの結果とそれに対する方針ということで説明いただきましたが、これについてご意見とか質問とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。続きまして次第の4に移ります。石狩市高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画（案）につきまして事務局からご説明をお願いします。

【事務局：高齢者支援課 高田主査】

引き続き会議次第の4石狩市高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画（案）について説明させていただきます。それでは、資料2に基づいて説明いたします。まず1ページを

ご覧ください。全体的に章立てを加えて整理しております。総論の部分については、ほぼ内容の変更はありませんが、3 ページにおいて各圏域別の状況を追加しております。次に 22 ページをご覧ください。介護保険サービスの検証の部分で、前回の委員会において飯田委員よりご指摘のありましたサービス量が下回っているという表現について、サービスの供給が落ちているということではなく、認定者の推移など需要の伸びが見込みより少なかったということから需要量という言葉に修正させていただいております。次に 24 ページには施策の体系を見開きで大きく掲載し直しました。続いて 26 ページですが、ここは本日お配りした A 4 の石狩市高齢者保健福祉計画と書かれた紙をご覧ください。まず一度読ませていただきたいなと思います。石狩市の高齢化率は、2016 年度に初めて 30%を超え、2025 年度には 35%を超えることが推計されています。高齢者が住み慣れたいしかりで健康で生き活きと安心して暮らせるためには、健康寿命の延伸が重要です。平成 28 年国民生活基礎調査によると介護が必要になった原因は、認知症、脳血管疾患、高齢による衰弱の順に多いことが報告されています。認知症や脳血管疾患は生活習慣病との関連が強く、高齢期のみならず、ライフステージに応じた健康づくり施策が必要であり、石狩市健康づくり計画で推進されています。一方、高齢による衰弱など、筋力・体力の低下により介護が必要になる方も多く存在することは、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。近年の研究では、社会性を保ち、人とつながり続けることが介護予防に最も効果があるとの報告が増えています。人と積極的に交流し、生きがいを持ち、趣味や生活を楽しむ活発な高齢者像を市民と共有するとともに、地域コミュニティが高齢者の出番・役割や居場所を創出できるような働きかけを進めます。例え介護が必要な状態になっても、慣れ親しんできた地域や人とのつながりを保ちながら、自分らしい生活を続けられるよう、多様な主体が支え合う地域包括ケアシステムの整備を更に進めます。基本となる在宅介護サービスの確保、生活支援サービスの充実を図るとともに、医療と介護を同時に必要とする高齢者や認知症、権利擁護に対する施策を推進します。また、環境整備では、当市の地域特性を考慮すると、除雪、買物支援、移動支援などの課題があり、関係部局と連携して検討を図りながら進めますが、特に過疎地域においては早急な検討が必要と強く認識しています。少子高齢化社会において、若年層の人口減少に伴い、高齢者を支える人材不足は当市でも喫緊の課題です。介護保険サービスの提供を担う専門職の確保のほか、市民後見人、認知症サポーター、介護予防サポーターなど地域高齢者の生活を支える多様な人材育成を図ります。当計画推進には市民との協働が不可欠です。地域住民やボランティア、法人や団体などの地域の社会資源を有効に活用するとともに、共生型社会の実現を視野に、地域コミュニティが我が事として互いに支え合う意識の醸成に努めます。という文章になっております。健康で生き活きと暮らすという部分においては、健康づくりとともに介護予防が必要であるということ。そして、介護予防には社会性、人とのつながりや交流が効果的であり、市としても高齢者の居場所を創出できるような働きかけを進めていく。また、高齢者を支える環境整備、介護保険サービスであつたり在宅生活支援サービスであつたり、医療と介護の連携、認知症、権利擁護、除雪、買物支援、

移動支援などさまざまな要素があり、総じて地域包括ケアシステムの整備ということになりますが、これをさらに進化させ進めていく。そして、人材問題です。専門職の確保はもとより、市民後見人、認知症サポーターなど市で行う研修等によっても多様な人材を育成していく。これらを市民との協働で進めるべく意識の醸成を図りながら、着実に進めていこうと考えております。これまでの委員会においても委員の皆さまから様々ご意見をいただいているところであり、改めて市としての思いを伝えさせていただき、市としても今後の実践につなげることを意識していくという内容となっております。続いて 27 ページ以降の具体的な施策になりますけれども、31 ページ 10. 介護サービスの充実のところですが、市内過疎地域における介護サービスの充実という記載を、目標値から内容の方へ記載先を修正しております。また、32 ページの 12. 住み続けるための暮らしの環境整備については、前回渡辺愛美子委員からご意見をいただいているところであります。まず、目標値というところで前回検討という言葉を使って載せていた部分であります。目標値というのが掲げにくい部分でありまして、この部分については目標の記載を省かせていただいて、実際に取り組まなければならないこととして内容の記載のみに修正させていただきました。ただ、どうしてもまちづくりという大きな視点でのお話になりますので、表現としては検討という言葉は残させていただきましたのでご了承いただければと思います。その他、細かい文言の修正を行っておりますが大きな内容の変更はございません。次に 33 ページからは介護保険事業計画についての記載になります。前回お示ししたサービス量の見込みの中で、須貝委員から施設サービス、特に特養のサービスの部分についてご意見をいただいております。内部で検討させていただいた結果、実際高齢者が増えていく中で施設の新規開設というのは難しいにしろ、周辺市を含めてサービス利用は増えてくるということを考えると、ある程度のサービス量の確保は必要ではないかとの結論に至りまして、35 ページの表になりますが、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設について、一定程度サービス量の増を見込みました。それに伴い、その他サービス含めて調整を図っているところであります。また、最終的に保険料を見込むに当たり、保健福祉事業と特別給付というものがあります。これは、家族を含めたサービス、介護保険対象外のサービスなどを介護保険事業として実施するというものでありますが、本市においてはこれまでもこれらの事業は実施してきておらず、第 1 号保険者の保険料の上昇にもつながるものであることから、今期もこれを実施しないことといたします。続いて 38 ページになりますが、介護保険事業にかかる経費は、国、道、市の公費と被保険者の方の保険料で財源が賄われておりますが、その割合を各サービス毎に円グラフでお示しいたしました。第 1 号被保険者の負担割合については、第 6 期 22% に対し、第 7 期は 23% となっており、この負担割合の増が保険料額にも影響しております。40 ページをご覧ください。今回、保険料額を計算するに当たり必要となる所得段階区分について、一部改正が生じております。これまで所得段階の第 7 段階と第 8 段階、第 8 段階と第 9 段階を分ける基準所得額がそれぞれ 190 万円、290 万円だったものが、今回国の介護保険法の施行規則の一部改正によりまして、それぞれ 200 万円と 300 万円に引き上げられております。

なお、41 ページに示しておりますが、基本的な所得段階については、第6期と変わっておりません。40 ページに戻っていただいて保険料上昇を抑制する方策ですが、こちらは前回の委員会でも触れましたが第6期中の保険料の余剰分、これは介護給付費準備基金という基金で積み立てをしている部分ですが、こちらを取り崩すことで軽減を図ることといたします。これらを踏まえて算出した結果、保険料基準額は42 ページに記載しております5,150 円となりました。第6期の保険料5,050 円と比較すると100 円、割合でいうと2%のアップということになります。上昇の要因としましては、先ほども申し上げた第1号被保険者の負担割合の変更のほか、介護報酬の増額改定や平成31年秋に予定されている消費税増税とそれに伴う介護職員の処遇改善など国の施策要素によるものと、特養の見込増や今年度新規開設した看護小規模多機能ですとか小規模多機能といった新規開設事業の分の増加など市の施策的要素、その他高齢者の増加に伴うサービス量の増となっております。前回の委員会でも周辺市の中間状況は申し上げましたが、第7期は地域による保険料額の差が大きく出ることとなりそうな雰囲気となっております。43 ページ以降については、お読み取りいただければと存じます。私からの説明は以上です。

【橋本（伸）委員長】

ただいま事務局から前回までの計画案の変更や最終的な介護保険料の基準額なども示されました。今回この会を持って最終案ということで答申しなければならぬんですけども、計画全体についてご質問とか、ご意見がありましたらお願いしたいのですか、いかがでしょうか。

【飯田委員】

前回の委員会の中で表現方法を変更あるいは修正してもということで意見を出しまして、今回需要量ということで修正をかけたと説明を受けたんですが、そもそも計画値というのは、どんなふうにして算定してると言っておりましたか。普通の行政支援と違って介護の場合は本人負担があるので、必ずしも要介護度にぶらさがるとして本人が受けるわけではなくて、家族支援があるからいい、地域支援があるからいい、あるいは1割負担でもってこれとこれはサービス提供を受けるけども、これは結構ですとか色々選択肢があると計画値と実績値がきつと回数や人数が変わってくるんだろうなと思います。そういったときに、ここの計画は過去何年かの計画を例えば比例按分したり、あるいは高齢者の率や介護の認定で来年はこれだけ認定数が増えるだろうと過去の推移計画を持ってされてる計画なのですか。

【事務局：高齢者支援課 高田主査】

そうです。

【飯田委員】

この計画数値や実施数値はそのまま市の介護保険事業の予算事業にそのまま加味してくる、あるいは関わってくる件数になってくるんですよね。そうみていくとここの検証というのをどういう理由でここが差があるのかというのがあれば、下回るといふ文言も含めて考えたほうがいいかもしれませんという思いで言ったのですけれども、単純に市役所の中の財政部門、財政サイドに出すこれだけの計画数でこれだけの実績があつて計画通りに予算内に収まりましたとか、数字ではこれはいいと思うんですよね。ただ、いくら計画をどのように組んで結果的に実績はこうなったので、その理由はなんだろうかというそこが分析評価して検証だと思うのですが。これは単純に27、28年度の実績件数の比較だけにしかないもので、検証というかたちになるのかなと。検証すると分析して評価して課題ができあがって今後以降の事業計画にどのように反映していくかっていうのが検証だと思うんですけども、単純に比較して去年より下がりました、上がりました、計画に近くなりました。じゃあそもそも計画の作り方はどうだったのかというところにはいるので。予算資料の件数でいくのであれば単純に計画値と実績値じゃなくて、実際に実績値だけをどんどん並べてもこれだけの人数でこれだけのサービスの回数がありましたと並べても十分そのほうがかえって意味が通じるのかなと。計画値と比較する根拠が何にもない。これは財政サイドに対する予算志願にしかならないなという感じにしか思わないんですよね。表現方法としてどうなのかなという思いでした。

【橋本（伸）委員長】

そのあたりいかがでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

正直、ご指摘の通りです。石狩市民の中で介護サービスを受けている方というのが3000人前後いる状況の中で、その3000人全員に詳細を聞いていかないと、どうして減ったのだろう、どうしてここまで必要なかった、必要だった、というのを1件1件聞いていかないとそのあたりが出てきません。その1件1件全部出来るかといったら正直辛いところではあります。そういう部分を踏まえて今回については一歩進んだところではあるかなと思うんですけど、在宅サービスの中ではケアマネージャーという方がキーになってくる部分があります。そのケアマネージャーに今までどうだったのか、今後どういふところが必要だと考えるかという意見交換はしてきたところではあります。そのあたりを踏まえた中で今後どのようにするのかというところでの数字は後ろのほうで出してるんですけど、検証という部分では正直かなり厳しいです。今ご指摘のあった部分についてはかなり厳しいと思っておりますけども、一定程度の相対の数字での枠で見るしか今の現状としてはないというのが正直なところでございます。

【飯田委員】

実績値だけで27年度は要介護支援の1から5までの方が何人いて、サービス支援を実際に行ったのは何件、何回でした。それが28年度は何回になり、一人平均何回くらいでした。そういう表現の方がずっと良いかと思います。あえて計画値となぜ比べるのか、計画値と比べた結果何をしようとしているのか。何を目的で計画値と比べて文字面にしているのかということになると意味がないなという感じしかしないんですよね。計画値と近くなればいいのかという感じになると決してそうではないですよね。計画値と近くなって喜ぶのは財政サイドくらいのもので、補正組まなくて良かったねというレベルであって、市民サービスからするとそこは特に比較、評価する話ではないような気がします。それで下回るか上回るかという言葉が独り歩きすると行政課題に持っていられるのか市民の意識に持っていられるのか、色んな課題が後ろに隠れてしまう言葉になってしまうので表現方法を変えた方が良くないですかという話をしたんですけども。ずっと今までも過去何年間使われてきたんだらうと思うので急に言っても、あるいは今言われたように非常に検証云々というのは時間も労力も簡単にかける話じゃないと思うんですけど今後、もしこういった中で記載されるのであれば、読んでて分かりやすいかなという単純に介護認定者の数、実績値の数、それで何件になりましたといったほうが、読んでいてそうかというふうになるかと思います。どうしても検証となってくるとその文字面で、何が問題なんだったのだろうと思って読み起こしたら、結果的に計画値をどうして組んだんだらう、だからこの差が出たのだろうという計画値の組み方を知らなければ読んでいて読み込んでいけなくなってしまう。結果的に平均を取っただけかとなってくると、それに高齢化率と要認定の人数を推測してそれを勘案しながらその数値が出てきたのかとなると、計画値と比較する意味はどこにあったのだろうと。そんなふうにしてついてくると思うんですよ。

【事務局：高齢者支援課 高田主査】

計画を立てている以上、その計画に対してどうだったかというところはどうしても表現をせざるを得ないと考えておりますが、分析というところをもう少し突き詰めていけばと考えております。実際に事務をやっている立場から言いますと、実際石狩市の場合他の市町村もそうかと思うんですけども、札幌市という大都市を近隣に抱えていて石狩市内だけのサービス量で物事が判断できないというところですか、そういったところも含めて増減がどこにあるかというのがなかなか突き詰められないという現実というか難しいところを実際のやってみて感じているところであり、そのあたりをもう少し市民に分かりやすく、この計画上表現できるような方法については考えていきたいなと思います。

【橋本（伸）委員長】

検証という言葉がもたらすイメージというのが、ここを出している増減ということとそぐわない、検証するのであればもっと分析をということですよ。では、委員の皆様何かご発言ありますでしょうか。

【飯田委員】

計画数値で計画値を出しているのであれば、単純に1から5の要介護の認定された方は何人いて、何年度は何人いて何年度は要支援のサービスがトータル回数として何件、何回ありました。28年度は何人いて何回やりました。それだけの数字で計画と比べていって医療費ですとか乳幼児医療ですとか老人医療もそうですけれども、算定するために過去何年間の計画をみながら、評価をしながら、来年度は何件でいくぐらいだろうとやりますけれども、結果的には必要なものは受ける。不要な医療であれば受けないというだけ話ですから。計画と比べてると尚更分からなくなってしまうと言いますか、計画の差はなんだというとなつて計画はどうやって組んだんだろうとなってしまう。特に計画と下回っている、上回っているとか、誤記があったり問題表記しているわけではないので、これまでの色々な分析評価の方法ありますのでこのままいっても特になんかいいんですけども。そういうふうに感じましたというだけに受け取ってもらって結構ですけれども。

【橋本（伸）委員長】

それにしても実情把握をもう少し分析という言葉が適切かどうかは分かりませんがもっと実情、実態を明らかにするような、迫るような説明をできるような努力は当然してほしいところですね。

【飯田委員】

検証であればですね。

【橋本（伸）委員長】

検証というフレーズは表題のところで主に使われているんですけども、これは国あるいは他の自治体でも表現は実は使っているんですよね。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

そうですね。

【橋本（伸）委員長】

そのあたりの難しさもあろうかと思います。

【飯田委員】

感想という形で結構ですので。

【橋本（伸）委員長】

いえ、大事なお指摘だと思います。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

結構時間かけないといけない話かなと思っております。今回の7期にはこの部分の表現方法、分析方法含めて間に合わないかなと思っておりますので、8期の作成に向けた課題として市での検証方法や、サービスのあり方の方法は今後検討してまいりたいと思っております。

【橋本（伸）委員長】

よろしいでしょうか。大切なご指摘です。さて他にご発言をお願いします。

【築田委員】

42 ページの保険料の基準額が 5,150 円。巴課長がそれぞれの地区に入って頂いて民生委員の会合の中でも介護保険の見直しのことで触れていただいたきまして、基準額を 5,200 円くらいになるとお話をいただいていたいて、安くなるには問題ないですが、40 ページの第6期計画においての準備基金残額の 2 億 300 万円を取り崩してという話をしていましたよね。それを取り崩すので 5,150 円まで抑えられますよという解釈なんですけど、この 2 億 300 万円というのは第7期の中で全部終わってしまう計算なのか、第7期も少し残るのかどうか、参考までに聞かせていただきたいのですが。

【事務局：高齢者支援課 高田主査】

今回の推計につきましては 2 億 300 万円をこの 7 期の 3 年間で全額取り崩すというものの 5,150 円となっております。

【橋本（伸）委員長】

よろしいでしょうか。他ご発言いかがでしょうか。

【竹口委員】

28 ページ 3 番目の生活支援体制整備の推進、新規事業であるんですけども、これに関連しまして、先ほど冒頭で社協の工藤係長が通いの場を沢山作ることによって量の問題より質の問題、運営の中身の問題、これは協議しながら高齢者支援課と社協と勉強していきますが、月 1 回の通いの場であったら、あんまり効果ないですね。ですから基準的なもので週 1 回くらいとか、運営についてのマニュアル的なものが必要ではないかなと思っております。私どもがやっているのは月、水、金の週 3 日やっています。運営委員会でボランティアの人、健康な人集めていただいてワークショップやりまして、どんな方法でやったらいいのか、何時から何時まで当番制をどうするか、そういうことをやるんです。ですからマニュアル的なもの

で、会館ですとか個人宅ですとか色々場所によって違うんですけど少なくとも月4回、週1回くらいやらないと通いの場として効果がないですね。それだったら高齢者クラブでやっている行事と同じなんです。ですからそういうので、今ある既存のものは質を上げる、新規のものはある程度基準でやる、手始めに場を利用するには立ち上げるので制約は難しいと思いますけど、既存のものはずっと何年間も同じことをやっている。沢山あるように見受けてるもんですからね。質をあげるということが介護予防の一つの目的にもなるんじゃないかと思います。生活コーディネーターははっきり言いまして、旧石狩地区の二人はまだまだ二人だけではとても。我々のところに来てまだ勉強する段階ですからね。この文言では設置するとか言ってるけど具体的にはあまり効果が今の段階ではないと。いずれは慣れてくると思いますけどね。こういうところで、こういうことをやってますよという宣伝係というかそういう役割はできると思いますけど、まだまだ知識がないといたら失礼になりますけど、社協の事務局長と話してますけどね。手始めに委託事業でやっていきますので。そういくことで質をあげるということが必要でないかと思います。工藤さんは何年には何箇所と言ってますけどね。カラオケで月に1回か2回かやっているのもサロンになっていますので中身の問題が必要になってくるのかなと思います。本来の目的に叶うようなサロンの運営を目指していく必要があるかと思います。それから協議体を作るというのは、どんなかたちになるのか分からないんですけど、うちのほうは色んなことをやっているんですね生活支援で。ふれあい除雪から福祉輸送も今年1年間無料でやってみました。NPO法人を立てないと福祉輸送も許可でませんのでね。ですからお金をとらないということで今4人のオペレーターと運転のボランティアの方とやっていてガソリン代だけ出しています。12名が利用していて7割が買い物より通院が多いですね。1年間やってみて来年度どうするかというふうに検討中なんですけども。ですからタクシー乗り合いは現実的ではないですね。行くのは乗り合いではなくて病院に行くので場所は一人一か所で決まっていますからね。買い物支援の時も運転の方々が11時に生協に行きますよとか、一覧表を前の月に利用者に配布しているんですよ。この人は何時から何時まで携帯電話繋がるですとか、本人が買い物に行くとき同乗していくとかいうようなことをやっているんですね。色々地元にはタクシー業者がありますから、問題は起こしちゃいけないということで無料でやっています。年会費でとるか、月会費でとるか福祉の会で色々やっていますから会費でとるかということも考えています。いずれはどんどん増えていくのでそういうことを早めにやったほうが良いのではないかと思います。一応私たちは遠いところは溪仁会まで、麻生までと距離は指定しています。北大に定期的に行きたいという人もいるんですけど、それは本人同士の話し合いでしてもらおうということで。利用者は100円200円ってほしいということ言ってるんです。無料というのは肩身が狭いですとか、気の毒だということで。病院行くと受付で声が聞こえなかったり、受診証はどこだとか、介添えの人が必要ですとか。認知症サポーターとか色々ありますが、現実的問題そういうのはボランティアをある程度有償的なことが必要じゃないかなと、やってみた現状の中で考えられることですね。

【渡辺（愛）委員】

お伺いしたいのですが、ボランティアやっている方はボランティア保険か何かに入っているのでしょうか。

【竹口委員】

はい。全部入っています。自動車の場合は事故があった場合自動車運送法によって自動車保険しか適用されませんので、本人の方に念書とっています。本人よりも家族の方がいるので裁判問題になったらいけないということで、利用については念書とっております。

【渡辺（愛）委員】

ボランティアする人は全部ボランティア保険に入っているということですね。年 300 円とかですかね。

【竹口委員】

年 800 円です。その人たちは除雪も全部やっております。

【渡辺（愛）委員】

なるほど。わかりました。

【事務局：高齢者支援課 内藤主幹】

生活支援体制整備について竹口委員から大変参考になる、私たちはキタロックカフェは非常に注目させていただいておりまして、学ぶ点が多いなと常に思っております。これからもご意見沢山いただいて勉強させていただきたいと思います。ただ全市的に見ていった時に、特に過疎地ですとか浜益区、厚田区そういうところも含めた中で全てそういうような通いの場ですとかを整備していくということを踏まえた中ではマニュアルを作ってしまうと当てはまらないなというところも出てくる可能性もございますので、確かに質というのは非常に重要なことだと思っておりますけれども、これからまた少し時間をいただく事業だと思っております。まだまだ 2025 年更にそのあと 30 年 40 年に向けて高齢者が増えて行く中でどう地域が支え合うのかというのをやっていくにあたっては、なかなか早急に答えは出ないだろうなど。少しずつでもいいから前に進めることによって、そこを見ている地域の若い方ですとか、次世代につなげていくという作業も時間をかけてしていく。これが文化に繋がっていくと思いますので、生活支援体制整備につきましてはそのような少し長い目とそういうところを頭の隅に置きつつ、トップランナーでありますところの勉強は十分させていただく中でゆっくりと進めさせていただく部分は進めさせていただきたいなと考えております。よろしくお願いいたします。

【橋本（伸）委員長】

何か発言や意見あればお願いしたいのですが。

【築田委員】

私の母は今年 85 歳になるんですけど、両膝が痛いということで、両膝の人工関節の手術をしまして、今日退院してきたんですね。退院してきたので包括の人に様子を見てもらっています。この介護の委員になっていながら、介護のことを全然わかっていないなと思っています。要支援の 1、2 とか要介護 1、5 とかありますよね。どういう状態までが要支援の 1 や 2 なのか、どういう状態になると要介護の 3、4、5 なるんですとか。それもわかりませんし、要支援の 1 の場合は最低限これくらいのサービスが受けれますとか、要介護 5 になるとこういうサービスまでが受けれるとか全然分かっていないんですよ。本当にこれで介護サービスの為の委員になって意見を申し出てもいいのかなと、今日漠然と思ったんですけど、こういうのは出してしまうときともって私も、私も、と介護の保険が大きくなってしまいうんだろうけども、委員にだけはこういうときはこういうとこまでサービス受けられますよとか知られてないと、話にならないなというところは感じたんですね。こういうものは出せないものでしょうか。概ねこういう状態は支援の 1、2 になりますとか、支援の 1 になるとこれくらいのサービスまでは受けれますよとかこれ以上になるもう少し上にならなきゃだめですよ、とかそういうマニュアルとか一覧みたいなものは作れないのでしょうか。

【橋本（伸）委員長】

委員になった、ならないに関係なく市民全員が介護保険制度の利用についてあるいは制度自体の理解は深めていかなくてはならないと思います。そうでなければ様々な保健福祉事業に関わっていく立場としても何をどうするということに結びついていけないので、そのあたり、より制度あるいは仕組み、地域での様々な助け合いの意味を伝わるような活動、情報発信というのは絶えず必要だっていうことで理解したいんですけども。

【渡辺（愛）委員】

認定を受けるときに審査がありますよね。その審査で初めてこの人は介護 4 ですか要支援ですか決めるので、個人的にそれが大まかにここからここが 1 とか 2 とかというのは私たちには今まではわかりませんでした。母が何回か審査をするときに立ち会ったので、これがこういうふうになると 3、こうなると 5 なんだとわかるだけの話で。なので一番分かりやすくするために、包括支援センターに行ったらこういうことを相談できるということをもみんなに分かるように電話番号と場所としっかり広報に載せていただければ細かく載せなくても、ここにまず相談するんだということを皆さんに分かるようにしておけば問題ないのではないかと思います。その人個人で介護を受けたい理由が違います。お母様の場合は

膝の手術、股関節の人もいますし、転んでちょっとの間だけお手伝いしてほしいとかもあるかと思います。包括支援センターの窓口で相談するんですよ、ここに電話してくださいねということをおみんなに分かるようにさえしていればよろしいじゃないのでしょうか。あとは個人的に変わってきますので。どうなのでしょう。

【松原委員】

その電話番号ですが、私は花川南地区に住んでいるんですけど、包括支援センターの方から会報誌が年に何回か回ってきますので、それを取り置いております。

【渡辺（愛）委員】

今日のパンフレットありますよね。社会福祉協議会の方のご説明に出てきた絵のついたこういうようなものがどこでもあるようになれば良いと思います。どこに電話したほうがいいのか、相談の窓口があるよとか、皆さん分かりません。隣近所で認知症になってトラブル起こしたとき、どこに相談したら良いのか。普通でしたら警察となるんですけど、そうではない。それも包括支援センターに行ったら相談にのってもらえるよということを、民生委員から聞いていたのでアドバイスができるんですけど、委員の人は多少なりとも窓口の方向は分かれますが他の人は分からないということを言いたいわけなんです。

【竹口委員】

地域によって違うんですね。私どものところは70歳以上の人は訪問のときに声かけしてもらっていますので包括支援センターのこともほとんど分かります。

【渡辺（愛）委員】

それが地域によって違うし、民生委員の私たちとの関わり方で違うということが分かりますよね。今の方の場合も初めて介護を受けられることになるんだろうと思います。それを何回か受けていくと分かるんですけど普通の人だと本当に分かりません。いつどういうところで窓口で相談に行ったら良いのか、私は介護を受けられるんだろうかと。

【竹口委員】

今言われているのは個人の分からないではなくて、介護サービスの中身を広く周知した方がよいのではないかということですね。そうすることによって、次期の介護保険料がこうなりますとか理解受けやすいということです。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

認定のレベルと言うのは、訪問調査されたと思うんですけど70項目調べて、つくチェック項目によって介護の必要度という分数が出てきます。分数によってレベルが少ない方が

ら要支援 1、2、要介護 1、2、3 で上にいけばいくほど介護が必要になってくる。そうすると居宅で受けるサービス量も限度額がそれぞれ決まっています。一ヶ月に受けられるだけのサービス量はいくらまでですよと決まっていて、それも重くなればなるほど段々受けられる量が多くなっていきます。

【築田委員】

それも分かりますが、この状態だとどのくらいになるのかなと。その状態になったときにどこまでのサービスを受けれるのかというのが分かりません。認定を受けないと当然介護の何級とつかないと思うんですけど、ついた場合介護 5 になったらここまでのサービスが受けられるとか、4 はここまでのサービスまでが受けられるとかあるいは、介護保険料いくらまでの分は出してもらえますとかそういうところの分かるところが、単純に大まかで良いので出せないかなと思って聞いてみました。

【橋本（伸）委員長】

絶えず一人一人が我慢したり、抱え込んだりということがないように情報発信というのは絶えずしていかなくってはならないというのは改めて感じました。

【渡辺（教）委員】

私たちは介護に携わっているので見れば分かりますが、要介護 3 の人は何を使えてこうなってというのは。そうではなくて皆さんみたいな会議に出るにあたって、ある程度の介護保険に対しての情報というかレクチャーというかそういうことが必要かと思います。今後にあたって少しレクチャーをして介護保険というものはこうでどういうものが使えて、今の現状はこうだというのがあたりが先にあっても良かったのかなと今の話を聞いてて思いました。

【橋本（伸）委員長】

ありがとうございました。本質的な発言いただいたので、これは忘れてはならないところだと思います。

【堀内委員】

24、25 ページに住み慣れたいしかりで健康で生き活きと安心して暮らせるまちづくりと書いてありますね。10 番に介護サービスの充実、具体的な施策ということで、3 のほうに介護保険制度の情報の提供の促進、これは何も具体的ではないですね。当たり前のことを書いて具体的な施策というのは、これをどのようにやっているから具体的な施策であるので、これについてはどうなんでしょうか。具体的な施策はどういうことを考えてらっしゃるのでしょうか。情報提供するにあたって、どのようなルートでどのような形でというのが具体

的な施策だと思うんですよ。これだと何も見えませんね。チャートがこれでいいのかなという気もします。具体的な施策と書いている以上はもっと具体的なものがなければ、見えないと思います。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

具体的内容というところでは 31 ページ 10 番の介護サービスの充実、③の保健福祉制度の情報提供の推進というところではこれ以外にも実施しておりますが、今回としては出前講座です。依頼があれば市役所の人が出前講座で各地域に入っていき、各個人とまではいきませんが何人か集まっていれば、介護保険制度、高齢者保健福祉計画、制度の内容についての説明はしていきますという内容になっております。

【堀内委員】

例えば町内会の総会などに来ていただいて制度の利用の仕方などを説明するので、それをやりますよということをもっとアピールする必要があります。やっています、書いていますというだけでは物事というのは広がっていかないと思います。出前講座をもっともっとアピールしてどんどん引っ張ってくださいということを町内会でも何でもいいので、そういうことが必要だと思います。広めたり、理解してもらう為には。ホームページに載っていますよ、書いていますよではなくて、もっと使ってもらうような活動が大事だと思います。なかなか人手はいないかもしれないですけど。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

おっしゃる通りだと思います。出前講座も一覧表であって、色々なところに配布はしております。介護だけではなくて、総務から教育委員会から出前講座一覧がある中の一つになっているので、なかなか見づらいかなと思うんですけども、そういう中で積極的なアピールという部分を含めて積極的という言葉は抜けていたかなという感じもしますので、今後については積極的アピールをしながら制度の理解を広めていきたいと思っております。

【橋本（伸）委員長】

ありがとうございました。本当に私たちは作成委員会、市民を代表してといいますか、石狩市民のためにこれからの 3 年間の計画を立てようというところで今まで議論をしてまいりました。特になければこれでこの作成委員会第 5 回の議論に関しては終了とさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、今回の私たちが 5 回に渡って議論したことにつきましては、会を重ねるたびに徐々に修正していただきました事務局の方の努力にも敬意を表したいと思っております。そして中身につきましては、二本立てで高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画です。保健福祉事業に関しましては、今日配布されました第 1 章、第 1 節施策の方向性というところ

ろでは担当課としての姿勢が示されましたし、それからまた市民も共に作っていきましようということも示されたと思います。それから 27、28 ページの具体的な施策というところで積極的にという文言を加えた方がいいのではと最後の議論もありましたけれども、とにかく具体的にはこうしたいという体制は示されていると思います。それから介護保険事業に関しましては、今回第 7 期計画に向けては過去の計画に比べて、ひとつ大きな特徴があって、サービス量の場合によっては増やすということですね。具体的に言うと介護老人福祉施設サービスの部分が象徴的だと思うんですけど、もちろん居宅サービスについても必要に応じてということも考えなければなりません、それを今回織り込んだということは最大の特徴だろうと思います。そしてそれに向けての算段として先程ご質問があったような、介護保険料の抑制をするために基金残高を取り崩すという姿勢で臨むということ、それから負担が大変ということでは所得段階別保険料率というものの説明があったようなかたちで工夫してみるということ。そしてその結果が 5,150 円ということになりました。もちろん説明にもありましたけれども消費税の増税に対してどうする、あるいは処遇改善をどうするということ、あるいは石狩市独自の介護従事者の拡大というようにところにも手をつけていかなければならないわけですが、こういう方針でもってこの第 5 回続けて参りました事業計画としてこの委員会としては了解するというにさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。この計画、先程積極的の文言加えるかどうかというように、私のほうに一任いただけますでしょうか。全体をまた見直してみます。そうしましたらご一任をいただき、またこの計画案で案を取る形に進めていくということ、これはもともとが諮問からスタートしておりますので答申というかたちで市長に回答しなければなりません。これについてはこれを基本として中身に関しては私のほうにご一任いただけますでしょうか。ありがとうございました。非常に長期に渡ってそれから発言を本当に沢山いただくことができました。それらは担当課の皆さまもひしひしと感じ、それからまた担当課と共に我々も市民の方々も次の時代に取り組んでいくということ、共通認識が出来たんだと思います。本日は本当にありがとうございました。その他で何かございますか。

【事務局：高齢者支援課 巴課長】

第 7 期の計画作成は以上ですので次回はございません。本当にありがとうございました。実は前回の委員さんから一つご提言をいただいております。前回のときは計画書を読み合わせをしてただけではないか、ただ意見が出ないようなやり方をしていただけではないかということと言われておまして、今回皆さんから色んな意見を頂いて大変助かりました。私たちとしても考える視野という部分が広がってきたと思いますので、それを受けて今後第 7 期は精一杯頑張りたいと思いますので、みなさんも一緒に頑張りましょう。ありがとうございました。

【橋本（伸）委員長】

それではこれで第5回作成委員会最終回終了とさせていただきます。ありがとうございました。

【19：27 閉会】

平成30年 3月19日 議事録確定

委員長署名 橋 本 伸 也